## 東京都薬剤師国民健康保険組合ほか3団体

### 第1 監査の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業が、その目的に沿って適正に執行されているか監査を実施する。

# 第2 監査対象の概要

#### 1 事業の内容

### (1) 事業の概要

東京都薬剤師国民健康保険組合ほか3団体(以下「国保組合」という。)は、国民健康保険 法(昭和33年法律第192号)に基づき、国保組合の定める地区内に住所を有し、同種の事 業又は業務に従事している者を組合員として組織し、組合員とその世帯に属する者の国民健康 保険事業を行っている。その主な事業は次のとおりである。

### ア 保険給付事業

療養の給付及び療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給

## イ 保健事業

健康教育、健康相談、健康診査、健康の保持増進のために必要な事業等なお、国保組合別被保険者数等の状況は、表1のとおりである。

# (表1) 国保組合別被保険者数等の状況

(単位:人、%)

				被保险		
国保組合名	所在地	組合員	年度 (平成)	東京都分被 保険者数 A (補助対象 被保険者)	全被保険者 数 B	A/B
東京都薬剤師国	台東区入谷	東京都薬剤師会会員である薬剤師、薬局並びに医	1 8	7, 824	9, 139	85.6
民健康保険組合		薬品販売業に従事する者	1 9	7,672	8, 985	85.4
東京料理飲食国	中央区銀座	東京都内の事業所におい て料理飲食の事業に従事	1 8	7, 389	9, 140	80.8
民健康保険組合		する者	1 9	7, 157	8, 919	80.2
東京芸能人国民	新宿区新宿	芸能に従事する者	1 8	8, 365	11, 794	70.9
健康保険組合		云形に伏事りる有	1 9	8, 252	11, 655	70.8
文芸美術国民健	千代田区外神田	文芸・美術及び著作に従	1 8	5, 480	14, 505	37.8
康保険組合		事するもの	1 9	5, 476	14, 378	38. 1

#### (2) 都との関係

都は、都の区域内に住所を有する被保険者の負担の軽減を図るとともに、その保険財政の健 全化を図り、事業の円滑な運営を推進することを目的として、国民健康保険組合都費補助金交 付要綱に基づき、表2の算定方法により補助金を交付している。

平成18年度及び平成19年度の補助金交付状況は、表3のとおりである。

# (表2)補助金算定方法

次の1と2の合計を補助金額としている(平成11年度補助実績額を上限とする)

- 1 従来分補助対象被保険者分
  - 1 人当たり補助単価(注) (内訳)
    - ①医療費相当分
    - ②事務費相当分
    - ③付加給付相当分

平均従来分補助対象被保険者数 × (都内在住被保険者のうち組合特定 被保険者を除く者)

#### 2 組合特定被保険者分

(従来分補助対象被保険者分の単価) ×(従来分補助対象被保険者分に対する組合特定被保険者分の国庫補助率の割合)

#### 平均組合特定被保険者数

(平成9年9月1日以降国保組合に加入した都内在住被保険者のうち、政府管掌健康保険に加入すべき者が社会保険庁による適用除外を受けて国保組合の被保険者となっている者)

- (注) 下記費用の額を勘案して局が国保組合別に定めている。
- ①医療費相当分:療養給付実績、老人保健医療費拠出金の納付に要した費用
- ②事務費相当分:国保組合の事務に要した経費、診療報酬審査支払手数料等の納付に要した費用

X

③付加給付相当分:出産育児一時金、葬祭費及び結核・精神医療給付金の支給に要した経費

### (表3) 国保組合別補助金交付状況

(単位:千円)

区分	国保組合名	東京都薬剤 師国民健康 保険組合	東京料理飲 食国民健康 保険組合	東京芸能人 国民健康保 険組合	文芸美術国 民健康保険 組合	合計
平成18年度	従来分補助対象被保険者分	57, 021	71, 434	103, 263	70, 432	302, 151
	組合特定被保険者分	14, 886	10, 188	2, 164	315	27, 554
	事業実績報告額	71, 908	81,622	105, 427	70, 747	329, 706
	補助金額	71, 908	81,622	89, 829	63, 499	306, 859
平成19年度	従来分補助対象被保険者分	60, 530	72, 744	110, 634	77, 349	321, 259
	組合特定被保険者分	16, 851	11,578	2, 441	364	31, 236
	事業実績報告額	77, 382	84, 323	113, 076	77, 713	352, 496
	補助金額	77, 382	84, 323	89, 829	63, 499	315, 035

(注) 表示単位未満を切り捨てているため、合計に一致しない場合がある。

## 2 組織

監査対象団体の組織は、表4のとおりである。

# (表4) 団体別組織一覧(平成20年3月31日現在)

(単位:人)

			役	員			組	事
区 分 団体名	理事長	副理事長	専務理事	常務理事	理事	監事	合会議員	務局職員
東京都薬剤師国民健康保険組合	1	0	_	2	8	2	3 1	8
東京料理飲食国民健康保険組合	1	1	1	_	9	2	2 5	5
東京芸能人国民健康保険組合	1	1		1	5	2	3 0	8
文芸美術国民健康保険組合	1	1	_	1	8	2	3 4	7

<sup>(</sup>注)人員は、非常勤を含む人数

## 第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成18年度及び平成19年度の事業について実施した。

- 2 実地監査期間
- (1) 福祉保健局 平成20年11月11日及び同月19日
- (2) 団 体 平成20年11月12日から同月18日まで

(団体別監査日程は表5のとおり)

## (表5) 団体別監査日程

東京都薬剤師国民健康保険組合	平成20年11月12日
東京料理飲食国民健康保険組合	平成20年11月13日
東京芸能人国民健康保険組合	平成20年11月17日
文芸美術国民健康保険組合	平成20年11月18日

## 第4 監査の結果

## 1 事業実績について

平成18年度及び平成19年度における補助事業の実績は、表6のとおりであり、補助事業実績報告に係る療養諸費、保健事業及び収入事務を中心に監査を行った結果、事業は、補助目的に沿って適正に執行されている。

(表6) 国保組合別主な事業実績(都外居住者分を含む)

(単位:千円)

国保組合名 区 分		東 京 都 薬 剤 師 国民健康保険組合		東 京 料 理 飲 食 国民健康保険組合		東 京 芸 能 人 国民健康保険組合		
年度	年度(平成)		1 9	18 19		1 8	1 9	
一部負担 金割合	組合員 家族	1 割か	ら3割	1割から3割		1割から3割		
療養諸費		1, 025, 734	1, 080, 851	1, 135, 663	1, 149, 221	1, 310, 538	1, 316, 722	
高額療養費	高額療養費		69, 972	59, 573	71, 950	77, 149	69, 867	
老人保健挑	老人保健拠出金		582, 510	595, 046	610, 460	662, 310	806, 232	
介護納付金	介護納付金		156, 918	164, 145	151, 343	214, 345	243, 503	
共同事業挑	共同事業拠出金		29, 072	30, 950	30, 859	26, 647	26, 439	
保健事業費	保健事業費		17, 350	21, 208	20, 866	40, 921	46, 122	
その他		210, 073	195, 013	173, 794	161, 946	221, 734	211, 859	
合	計	2, 014, 232	2, 131, 688	2, 180, 382	2, 196, 648	2, 553, 646	2, 720, 747	
補助金額		71, 908	77, 382	81,622	84, 323	89, 829	89, 829	

国保組合名 区 分		文 芸 国民健康	美 術 保険組合	合 計		
年度(平成	年度(平成)		1 9	1 8	1 9	
一部負担 組合員   金割合 家族		1 割か	ら3割			
療養諸費	療養諸費		1, 865, 235	5, 206, 851	5, 412, 030	
高額療養費		109, 459	129, 810	301, 326	341, 601	
老人保健拠出金		802, 303	891, 465	2, 578, 442	2, 890, 669	
介護納付金		304, 116	299, 504	842, 524	851, 269	
共同事業拠出金		39, 083	47, 530	123, 667	133, 900	
保健事業費		30, 463	31, 649	110, 189	115, 989	
その他		177, 116	167, 022	782, 718	735, 842	
合 計		3, 197, 457	3, 432, 218	9, 945, 719	10, 481, 303	
補助金額		63, 499	63, 499	306, 859	315, 035	

- (注1) 「一部負担金割合」については、3歳未満は2割負担、3歳以上70歳未満は3割負担、7 0歳以上は1割負担、70歳以上で一定額以上の所得がある場合は3割負担(平成18年9月 以前は2割負担)となっている。
- (注2) 表示単位未満を切り捨てているため、合計に一致しない場合がある。